

国立大学法人富山大学出向規則

平成17年10月1日制定

平成20年4月1日改正

平成26年7月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則第10条第3項に基づき、国立大学法人富山大学（以下「富山大学」という。）の職員（教育職員を除く。以下同じ。）の出向に関する取扱いについて定めるものとする。

2 前項に定める出向は、文部科学省関係機関（以下「出向先」という。）の業務を経験させることによる資質向上と組織の活性化を目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「出向」とは、職員が在籍のまま、富山大学の命によって一定期間出向先の業務に従事することをいう。

(出向の期間)

第3条 富山大学の命ずる期間とする。

(出向者の取扱い)

第4条 出向期間中の富山大学における所属は、総務部人事企画課付けとし、その期間を富山大学の勤続年数に通算する。

2 給与は、次のとおりとする。

(1) 給与の主たる支払者は、原則として出向先とする。

(2) 給与の支給基準は、原則として出向先の支給基準とする。

3 昇任及び特別昇給は、富山大学と出向先との協議により出向先で実施する。

4 配置換は、出向先が必要に応じて実施する。

5 定期昇給は、出向先の基準による。

6 出向者の服務規律、労働時間、休日、休暇等に関しては、原則として出向先の就業規則その他の定めに従うものとする。

7 表彰及び懲戒は、出向先の表彰、懲戒に関する規定に該当するときは、出向先において表彰、懲戒を実施するほか、富山大学において必要と認めたときは富山大学が表彰、懲戒を行う。

8 出向先への赴任の旅費は、出向先の規定により出向先が支払い、富山大学への帰任の旅費は、富山大学の規定によりそれぞれが支払う。

9 退職手当は、原則として国立大学法人富山大学職員退職手当規則による。

(復帰)

第5条 出向者が次のいずれかに該当するときは、出向先と協議のうえ、富山大学に復帰させる。

- (1) 出向先が富山大学に復帰の要請を行ったとき
- (2) 富山大学が復帰の必要を認めたとき

2 復帰後の所属及び処遇は、その都度、富山大学で定める。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項或いはこの規則によることが困難な特別な事情が生じた場合は、必要に応じて、富山大学、出向先又は出向者との協議により処理する。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日より施行する。

2 この規則の施行日前に現に出向している者については、旧国立大学法人富山大学出向規則、旧国立大学法人富山医科薬科大学職員出向規程及び旧国立大学法人高岡短期大学出向規程によるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日より施行する。